

令和5年3月15日

## 酸化エチレン(エチレンオキシド)の大気排出抑制に向けた取組について

公益社団法人 日本歯科医師会

酸化エチレン(エチレンオキシド)は無色透明の気体であり、医療機器等の滅菌等に用いられる。一方、発がん性が強いことでも知られており、国際がん研究機関の発がん性分類において「ヒトに対する発がん性がある」とされるグループ1に分類されている。

国内においても、厚生労働省等が示す有害性評価値を超過する濃度の酸化エチレンが全国各地で検出されたことから、令和4年10月18日付で環境省より「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針の策定について（通知）」が発出された。

本会としても、大気環境の保全のみならず、医療従事者の健康の保護に留意し、作業環境の改善と安全確保を推進する必要があると考えている。

そのため、酸化エチレンの排出を抑制し、環境中の濃度を下げよう、下記のとおり努めることとする。

### 【具体的な本会の取組事項】

- ① EO(エチレンオキシドガス)滅菌装置を買い換える場合、まずは代替手法の滅菌装置を購入する。ただし、代替手法の装置の導入が難しく、EO滅菌装置を購入する場合には排ガス処理装置もセットで購入する。
- ② EO滅菌装置に排ガス処理装置が設置されていない場合には、排ガス処理装置を設置する。
- ③ ①および②の取組が難しい場合は、EO滅菌の外部委託を行う。その際は、滅菌業者に問合せの上、排ガス処理装置を適切に使用していることを確認する。
- ④ 大病院においては、EO滅菌装置の買い換えを待たずとも、積極的に上記①から③の取組を行う。

なお、上記の取組状況や酸化エチレン排出実態を把握するための調査も可能な範囲で実施していく。